

第 5 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書  
第 5 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(遠賀川森林計画区)

(第 1 次変更計画)

計画期間

自	平成 2 9 年 4 月	1 日
至	平成 3 4 年 3 月	3 1 日

(平成 3 0 年 3 月変更)

九 州 森 林 管 理 局



# 第 5 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(遠賀川森林計画区)

(第 1 次変更計画)

計画期間

自 平成 2 9 年 4 月 1 日

至 平成 3 4 年 3 月 3 1 日

(平成 3 0 年 3 月変更)

九 州 森 林 管 理 局



## 地域管理経営計画の変更について

### [変更理由]

保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により保護林の種類が変更されたことから、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき、変更するものである。

国有林野の機能類型ごとの森林施業の方針等を定めた「管理経営の指針」（別冊）について、森林施業の変更等により見直しを行うことから、併せて変更する。

なお、本変更計画の効力は、平成30年4月1日より生じる。

### 1. 現行計画（平成29年3月策定、計画期間：平成29年4月1日～平成34年3月31日） の変更内容

- (1) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(1) 国有林野の管理経営の基本方針」の「①森林計画区の概況」を上記理由により変更する。
- (2) 「2 国有林野の維持及び保存に関する事項」の「(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項」の「①保護林」を上記理由により変更する。

なお、「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「管理経営の指針」（別冊）を上記理由により変更する。



## 目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	1
① 森林計画区の概況	1
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	2
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	2
① 保護林	2



## 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### (1) 国有林野の管理経営の基本方針

#### ① 森林計画区の概況

##### オ 英彦山地区（3049～3074林班）

大分県境に位置する英彦山(1,200m)を中心とした地区と大隈地区に散在する小団地からなる地区である。中央部付近は耶馬日田英彦山国定公園、筑後川県立自然公園に指定され、北部九州における代表的な天然林で優れた林相を呈しており、希少個体群保護林に指定されている。このような自然景観に優れた風景林等については、保健文化機能の発揮が期待されていることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。小団地からなる地区は、自然景観に優れ、保健文化機能の発揮が期待されていることから「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林に指定されていることに加え、地形・地質的に不安定な箇所等については山地災害防止機能等の発揮が期待されていることから「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

##### ク 犬ヶ岳・経読岳地区（1112～1118、1122～1133林班）

犬ヶ岳(1,131m)から経読岳(992m)に至る脊梁を中心とした標高500m以上に位置する地区である。犬ヶ岳を中心とする山地の中腹部一帯はスギ、ヒノキの人工林を主体とした水源かん養保安林であり、岩岳川源流域に位置し豊前市の水がめとして、水源涵養機能及び山地災害防止機能の発揮が期待されていることから「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、尾根筋一帯は、高齢級のブナ等の天然林が賦存しているほか、自生しているツクシシクナゲは天然記念物に指定されており、保健保安林及び耶馬日田英彦山国定公園に指定されているとともに、希少個体群保護林が設定され、保健文化機能等の発揮が期待されていることから「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
希少個体群保護林	6	273
総 数	6	273

# 第5次国有林野施業実施計画書

(遠賀川森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

自	平成29年4月	1日
至	平成34年3月	31日

(平成30年3月変更)

九州森林管理局



## 国有林野施業実施計画の変更について

### [変更理由]

保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により保護林の種類及び名称が変更されたことから、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成30年4月1日より生じる。

### 1. 現行計画（平成29年3月策定、計画期間：平成29年4月1日～平成34年3月31日） の変更内容

- (1) 「5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域」の「(1) 保護林の名称及び区域」を上記理由により変更する。



目 次

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域	1
(1) 保護林の名称及び区域	1



5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

種類	名称	新設・既設	面積 ( ha )	位置 (林小班)	特徴等
希少個体群保護林	英彦山スギ等遺伝資源	既設	81.26	3068い～は、ほ、へ	ケヤキ、スギ、モミ、ツガ、カヤの遺伝資源保存。
	犬ヶ岳ブナ等遺伝資源	既設	62.60	1124ほ～と 1125よ、た 1126ぬ、る、か	ブナ、ミズナラ、イヌシデの遺伝資源保存。
	英彦山・鶯モミ等	既設	102.14	(英彦山) 3068に 3069い～は、へ、へ1 3070全 3071つ、な～む (鶯) 3068と	温帯植生の代表的林相を保護し学術研究等に資する。
	音滝山アカマツ等	既設	7.92	3091ぬ、ぬ1	アカマツ、クロマツ、その他広葉樹の天然林を保護し学術研究等に資する。
	大根地アカガシ等	既設	3.21	3001と	カシ類、タブノキ、その他広葉樹の天然林を保護し学術研究等に資する。
	上畑タブノキ等	既設	15.75	3101と	シイ類、タブノキ、その他広葉樹の天然林を保護し学術研究等に資する。





